

大阪府内産後ケア事業実施施設等の管理者 様

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課長

令和8年度産後ケア事業委託集合契約（単価契約）参加施設の募集について（依頼）

日頃から、本府健康医療行政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和8年度から開始しました産後ケア事業委託集合契約につきまして、下記のとおり年度途中の参加施設募集を行いますので、御希望の場合は期日までに参加申請くださいますようお願いいたします。

記

【令和8年度産後ケア事業委託集合契約（単価契約）参加施設の募集（年度途中）】

- 1 募集期間 令和8年10月7日（水）から11月2日（月）必着
- 2 応募方法 別添「令和8年度産後ケア事業委託集合契約（単価契約）募集要項」に記載のとおり
- 3 申請方法 大阪府または施設所在地市町村へ提出
  - ・施設所在地市町が集合契約に参加していない場合は大阪府へ提出
  - ※参加市町村は募集要項13ページにて御確認いただけます。
  - ・提出先は別紙「申請書提出先」のとおり
- 4 対 象 大阪府内に所在する産科・婦人科・産婦人科医療機関または助産所  
※貴所属職員が一般社団法人大阪産婦人科医会に加入していること、もしくは貴施設開設者または管理者が一般社団法人大阪府助産師会に加入していることが必要です。
- 5 そ の 他 本件のお問い合わせにつきましては下記連絡先を御案内くださいますようお願いいたします。

【連絡先】

大阪府保健医療室地域保健課母子グループ  
担 当 佐藤・河本

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目

電 話 06-6944-6698（内線 6698）

F A X 06-4792-1722

Email [chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp)

# **令和8年度産後ケア事業委託集合契約（単価契約）**

## **募集要項**

令和8年10月

大阪府

## 1 案件名称

産後ケア事業委託集合契約（単価契約）

## 2 事業内容に関する事項

### （1）事業の目的と概要

出産後1年を経過しない母子に対し、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的に産後ケア事業を実施するものである。

このため、産後の母子ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、適切な事業運営が確保できると認められる事業者を募集する。

### （2）業務内容

別紙「産後ケア事業委託集合契約（単価契約）に係る仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり。

### （3）実施要件

#### ア 事業者

①医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院若しくは診療所（産科又は産婦人科を標榜するものに限る。）又は助産所の開設者であり、短期入所型及び通所型のサービスについては、大阪府内に所在するこれらの施設において本業務を実施すること。

②産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有する者を本業務の従事者として配置しているとともに、類似の産後ショートステイやデイケア業務の実施について実績（※）がある、又は、分娩を取り扱っていること

※実績は、助産師、保健師、看護師の専門資格を有する者が、母乳相談や育児相談、乳房手当を実施したものを対象とする。

③短期入所型のサービスを提供するためには、入所室（病室又は妊婦、産婦若しくはじょく婦を入所させる室）を有すること。また、通所型のサービスを提供するためには、居室が確保されていること。

④短期入所型又は通所型のサービスを提供するためには、本業務を実施する施設内において、次の（ア）から（ケ）の施設・設備を有すること。ただし、流産や死産に伴うケアが必要な母親のみを受け入れる事業者においては、（ア）から（ケ）に掲げる施設・設備のうち、乳児のための施設・設備を有することは求めない。

（ア）受入れに必要な入所室又は居室が確保されていること

- (イ)入所室又は居室の床面積が母子一組当たり6.3㎡以上あること
  - (ウ)授乳可能な場所があること
  - (エ)成人用寝具、小児用寝具（ベッド又は敷布団）が受入人数分確保されていること
  - (オ)乳児の体重測定ができる設備があること
  - (カ)入浴又はシャワー施設及び沐浴指導施設があること
  - (キ)避難経路が確保されていること
  - (ク)生後4か月以上の乳児を受け入れる場合、ほふく室があることが望ましい
  - (ケ)サービスを安全・快適に提供できる冷蔵庫、空調設備、非常口、火災報知設備、防災物品等を備えることが望ましい
- ⑤居宅訪問型のサービスを提供するためには、訪問の際に使用する乳児用電子体重計を有すること。
- ⑥一般社団法人大阪産婦人科医会もしくは一般社団法人大阪府助産師会に本案件の契約締結事務にかかる権限の委任が可能であること。（一般社団法人大阪産婦人科医会もしくは一般社団法人大阪府助産師会に加入している必要があります。）

#### イ 従事者

- ①助産師、保健師又は看護師を常に1名以上配置すること。特に、本業務の利用者が産後4か月頃までは、原則、助産師を中心とした体制とし、必要に応じて以下（ア）から（イ）の者を配置すること。また、短期入所型のサービスを実施する場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。
- （ア）心理に関する知識を有する者
  - （イ）育児に関する指導や育児サポートを実施するに当たり必要な者
- ②業務担当者に対しては、年1回以上定期健康診断を実施すること等により、健康管理に努めるとともに、必要な研修を実施又は受講させること等により、資質の向上に努めること。

#### ウ その他

- ①本業務実施中の事故等に備え、損害賠償保険等に参加していること。（医療機関においては医療施設賠償責任保険、助産所においては助産師賠償責任保険）
- ②助産所は、あらかじめ緊急時に母子を受け入れてもらう協力医療機関と、本業務の実施に係る協力医療機関との連携確認書（様式6）を取り交わすこと。
- ③令和8年度産後ケア事業委託集合契約書、各市町村において定める安全管理マ

ニュアル、関係法令等を順守すること。

④産後ケア事業委託集合契約（単価契約）を締結する市町村との適切な連絡体制を確保すること。

⑤非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を事前に定め、避難、救出その他必要な訓練を実施すること。

⑥次の(ア)から(エ)のいずれにも該当しない者であること。

(ア)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(イ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

(ウ)事業として、宗教活動や政治活動を目的とした活動を行っている者

(エ)法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑（令和7年5月31日以前においては禁固刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

⑦民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑧国税、府税及び市町村税に係る徴収金を完納していること。

#### （４）契約期間

変更契約締結日から令和9年3月31日まで

#### （５）契約単価

利用1件につき、サービスの種別及び時間に応じた単価（各種加算額を含む）を契約単価とする。契約単価には、委託単価及び利用者が負担する利用料（自己負担額）を含み、その内訳は契約書別紙のとおりとする。※委託単価と利用料の内訳は各市町村によって異なる。

事業者は、サービス種別及び利用者の所得区分に応じて、利用者から利用料を徴収すること。

【契約単価（短期入所型）】

|                                     |                                  |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| 1泊（1回）あたりの契約単価<br>（消耗品※の提供を委託に含む）   | 24時間：41,610円<br>（参考33時間：61,140円） |
| 1泊（1回）あたりの契約単価<br>（消耗品※の提供を委託に含まない） | 24時間：40,110円<br>（参考33時間：59,640円） |
| 多胎児加算<br>（多胎児2人目以降の1人あたり）           | 24時間：6,020円<br>（参考33時間：8,950円）   |

※利用者に対し、乳児のおむつ、おしり拭き、粉ミルク（5か月以上の児は粉ミルク及び離乳食）及び母親の産褥パット、母乳パットを提供すること。（以下、消耗品の提供という。）

提供にかかる契約単価は、短期入所1回あたり1,500円、通所1回あたり500円とする。

【契約単価（通所型）】

|                                 |                            |
|---------------------------------|----------------------------|
| 1回あたりの契約単価<br>（消耗品※の提供を委託に含む）   | 7時間：15,650円<br>9時間：20,030円 |
| 1回あたりの契約単価<br>（消耗品※の提供を委託に含まない） | 7時間：15,150円<br>9時間：19,530円 |
| 多胎児加算<br>（多胎児2人目以降の1人あたり）       | 7時間：2,270円<br>9時間：2,930円   |

【契約単価（居宅訪問型）】

|                           |                           |
|---------------------------|---------------------------|
| 1回あたりの契約単価<br>（交通費含む）     | 2時間：7,790円<br>3時間：11,660円 |
| 多胎児加算<br>（多胎児2人目以降の1人あたり） | 2時間：1,170円<br>3時間：1,750円  |

（6）キャンセルについて

利用者の希望により日程を変更又は中止する場合は、利用者は当該利用日の前々日の17時までに電話等の手段により事業者連絡するものとする。期日までに日程の変更又は中止の連絡がなく利用がなかった場合は中止として取り扱う。ただし、風水害等やむを得ないと依頼元市町村の長等が認める理由により、期日までに利用者が連絡できない場合はこの限りではない。

また、期日までに日程の変更又は中止の連絡がなく利用がなかった利用者に対するキャンセル料等の取り扱いについては、各市町村において個別に規定し、契約書

別表に定める。

### 3 事業者の応募（申請）方法

#### （1）応募（申請）の流れ

##### ①申請書類の提出

- ・施設所在地市町村に申請書類一式を提出（所在地市町村が集合契約に参加していない場合は大阪府に提出）

※複数の施設において産後ケア事業の実施を希望する事業者におかれては、申請は、施設ごとに行ってください。

##### ②審査

- ・審査は原則施設所在地市町村（以下、審査市町村等という。）が実施（所在地市町村が集合契約に参加していない場合は大阪府にて審査）

- ・事業実施予定施設の実地調査

※居宅訪問のみ実施する事業者の場合、面接等による聞き取りを実施

##### <簡易審査について>

- ・府内市町村の実施する産後ケア事業受託実績がある施設については、基本的には参加要件を満たすものとして簡易審査を実施
- ・集合契約開始当初に要件を満たさない項目がある場合は、経過措置期間中（項目により3～5ヵ月程度）に対応を完了することとする
- ・申請時点要件を満たさない項目（助産所において訪問型のみ受託する場合の協力医療機関の確保など）については、申請書類上空欄としてください。
- ・対応が完了した際は、申請の際に提出した様式を修正のうえ、確認書類を添えて審査市町村等に提出してください。
- ・委託開始から6ヵ月を経過しても対応を完了できない場合、委託契約を取り消す場合があります。

##### ③審査結果通知等

- ・審査の結果適切と認められた施設を運営する事業者に対し、審査実施市町村（又は大阪府）から結果を通知

##### ④委任状の提出

- ・「産後ケア事業委託集合契約（単価契約）締結に関する委任状」（指定様式）を、事業者が契約締結事務を委任する団体（一般社団法人大阪産婦人科医会もしくは一般社団法人大阪府助産師会（以下、各団体という。））に提出してください。

##### ⑤業務委託契約

- ・市町村側の代理人を大阪府、事業者側の代理人を各団体とし、産後ケア事業委託集合契

約を締結

※契約締結日は令和8年12月1日を予定しています。

※大阪府と各団体の間で、応募のあった事業者や委任状を提出した事業者の情報を共有します。

- ・契約書（写し）を各事業者へ送付
- ・集合契約参加施設については、大阪府ホームページ及び集合契約に参加する市町村ホームページにて施設名称、所在地、提供するサービス等必要な情報について公表する。

#### ⑥事業開始

- ・契約締結日から事業開始

※事業開始日は審査結果を通知された日ではありませんのでご注意ください。

※集合契約に参加する各市町村と既に締結している産後ケア事業の委託契約（個別契約）については、集合契約締結日から集合契約に切替えされるものとします。

#### （２）提出書類

##### （a）市町村又は府へ提出書類

- 産後ケア事業委託集合契約（単価契約）に係る受託申請書（様式１）
- 産後ケア事業委託集合契約（単価契約）受託事業者誓約書（様式２）
- 事業者概要（様式３）
- 業務実績（様式４）
- 産後ケア事業実施基本計画書（様式５）
- 産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書（様式６）

※助産所のみ提出

- 産後ケア事業委託集合契約（単価契約）により産後ケア事業を受託する事業者が満たすべき要件（３）カ（イ）に係る誓約書（様式７）
- 産後ケア事業（居宅訪問型）の実施に係る対応可能エリアについて（様式８）
- 事業実施施設の平面図（任意様式）

※居宅訪問型のみ実施の場合は不要

- 医療法における病院、診療所、助産所の届出等の写し
- 令和８年度府内市町村の産後ケア事業委託契約書の写し（１自治体分）
- 損害賠償保険証書等の写し
- 事故発生時の対応マニュアル（任意様式）
- 災害発生時の対応マニュアル（任意様式）

##### （b）各団体への提出書類

- 産後ケア事業委託集合契約（単価契約）締結に関する委任状（所定の様式）

※押印が必要です

### (3) 提出方法・期限

(2)(a)で○で示した書類については、郵送または持参にて提出すること。その他●で示した書類については、郵送、持参、またはメール等オンラインにて提出すること。提出先・提出方法は各市町村及び府が指定します。

#### < (a) の提出先・提出期限 >

- ・提出先及び方法は別紙「申請書提出先」のとおり
- ・提出期限は令和8年11月2日(月)(必着)です

#### < (b) の提出先 >

- ・審査市町村等から審査結果を確認後、郵送にてご提出ください
- ・提出期限は令和8年11月25日(水)(必着)です

(医療機関) 一般社団法人大阪産婦人科医会 事務局

〒541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町4-4-3 日宝本町西ビル2階

(助産所) 一般社団法人大阪府助産師会

〒543-0032 大阪市天王寺区細工谷1-1-5

### (4) 申請上の注意事項

- ア 申請に要する経費は、応募者の負担とする。
- イ 提出された書類については、集合契約に参加する市町村及び各団体に共有する。なお、提出された書類(原本)については、返却しない。
- ウ 申請書類を提出した後に辞退する際には、審査完了前については別紙提出先に連絡のうえ、取下げすること。審査結果通知後については辞退届を提出すること。

## 4 制度に関する問合せ先

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課母子グループ

住所：〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

電話：06-6944-6698

FAX：06-4792-1722

電子メール：[chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:chiikihoken-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp)

※申請書の提出に関する問合せは別紙提出先に記載の連絡先にご連絡ください。

## 5 その他

契約期間内に、提出した申請書類の内容に変更が生じる場合や、産後ケア事業の受託を辞退する場合の手続き及び提出様式については別途参加施設へ通知する。

なお、令和9年度以降の契約更新の意向確認等については、令和9年度の事業委託

内容が確定次第、本府から改めて意向確認方法や提出様式等について提示する。

## 【産後ケア事業実施にかかる留意点】

<短期入所型の請求の考え方について>

①月をまたぐ利用の請求方法は？

7月30日～8月2日まで短期入所型で利用した場合は、1泊ごとに利用を区切り、利用が終了する日の属する月の利用として請求いただきます。

よって、7月30日から31日の1泊は7月分、7月31日以降の泊数は8月分としてとりまとめてください。



②33時間利用で連泊する場合の契約単価は？

33時間利用の場合、入所型24時間に通所型9時間を足した金額が契約単価となります。連泊の場合は最後の1泊のみに9時間を足した金額となります。



・乳児のおむつ、おしり拭き、粉ミルク（5か月以上の児は粉ミルク及び離乳食）及び母親の産褥パット、母乳パットの提供（消耗品）を含む場合

$40,110円 \times 2泊 + 19,530円 + 1,500円（消耗品代） \times 2泊 = 102,750円$

・消耗品の提供を含まない場合

$40,110円 \times 2泊 + 19,530円 = 99,750円$

<再委託承認について>

産後ケア事業委託（単価契約）契約第3条第1項に規定する再委託承認については、次のとおりとします。

- （1）仕様書3（3）利用者に提供するサービスの内容に定めるサービスについては、事業者はこれを再委託することはできない。
- （2）事業者は、印刷、資料整理、清掃などの簡易な業務の再委託にあたっては、市町村の承諾を必要としない。
- （3）事業者は、（1）及び（2）に示す業務以外の業務の再委託にあたっては、集合契約において規定する書面によりすべての市町村の承諾を得なければならない。  
（承認申請は各団体に送付し、各団体及び大阪府を通じ各市町村の承認を得る）
- （4）事業者は、業務を再委託する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業

務を実施しなければならない。

<委託料請求について>

委託料の請求を契約者以外の者（受任者）が行う場合は、利用実績のある市町村に対し、請求前に事前連絡の上、委任状（任意様式）の提出が必要です。

<入所室又は居室面積について>

助産所及び旧医療法の適用を受ける医療機関については、一室に母子を二組以上入所させる場合の1室の床面積は4.3㎡以上を要件とする。

【よくある質問】

Q：施設側で短期入所型と通所型の受託エリアを指定することはできますか。

A：指定することはできません。

居宅訪問型のみ訪問エリアの選択が可能です。

Q：乳児のおむつ、おしり拭き、粉ミルク（5か月以上の児は粉ミルク及び離乳食）及び母親の産褥パット、母乳パットの提供（以下、おむつ等消耗品の提供という。）に対応ができない場合は集合契約の受託は可能ですか。

A：乳児のおむつ等消耗品の提供については、集合契約参加の必須要件としております。（参加する34市町村のうち13市町村が乳児のおむつ等消耗品の提供を委託内容に含んでおります。）

産後ケア事業受託実績のある施設が集合契約開始当初本要件を満たさない場合、自施設審査市町村の定める日付までに対応を完了してください。なお、その間乳児のおむつ等消耗品の提供を委託に含む市町村の利用者は受付できません。

Q：通所型や居宅訪問型の事業について、利用当日にサービス提供時間を変更することはできますか？

A：通所型や居宅訪問型の事業について、2通りのサービス提供時間を設定している市町村において、原則利用当日の予約内容の変更は行えません。

Q：ベビーマッサージなどオプションの提供について、利用者が産後ケア事業で滞在している時間中に提供することは可能ですか？

A：仕様書3（3）利用者に提供するサービスの内容に定めるアからサのサービスのうち、産後ケアを利用する母子が必要とするすべてのサービスを提供したうえ

で、サービスを提供しない時間帯にオプションのサービスを提供していただくことは可能と考えます。（委託業務外）

なお、実施する際は施設と利用者の間で同意を取付けたうえで実施し、費用は施設と利用者の間で請求・徴収を行ってください。

（参考）産前・産後サポート事業ガイドライン産後ケア事業ガイドライン

7(6) 産後ケア等サービスに係る利用料

略)

その他、オプションとして、アロマトリートメント等のサービスが提供される場合や、育児用品等の販売を行う場合は、あくまでも本人の希望に応じて提供されるものであるため、費用について分かりやすい形で提示するとともに、丁寧に説明を行うこと。

Q：産後ケア事業の実施内容等、市町村が設定する項目を知りたい。

A：市町村が設定する項目は以下のとおりです。★の項目は施設側も選択する項目のため、両者の条件をマッチングして条件のあう市町村からの事業を委託することとなります。

| 項目            | 内容                                                |
|---------------|---------------------------------------------------|
| サービス種別★       | 短期入所型・通所型・居宅訪問型                                   |
| サービス提供時間★     | 短期入所：24h・24h＋9h（33時間）<br>通所型：7h・9h<br>居宅訪問型：2h・3h |
| 乳児のおむつ等消耗品の提供 | 委託内容に含む・含まない                                      |

Q：集合契約において統一しない項目を知りたい。

A：令和8年度当初は集合契約で内容を統一せず、各市町村において設定する項目は以下のとおりです。

| 項目                               |
|----------------------------------|
| 利用者に対し発行する書面等（利用決定通知・利用票・アンケート等） |
| 初回の利用調整の手法（一部市町村で初回利用調整を市町村が実施）  |
| 利用回数上限とその考え方                     |
| キャンセル料の設定                        |
| 委託単価と利用料の内訳                      |
| 多胎児受入れ以外の加算項目                    |

Q：一般社団法人大阪産婦人科医会に加入していることが参加条件となっているが、医療機関としては加入できない。どうしたらよいか。

A：貴施設所属職員が会員であることが条件となります。「産後ケア事業委託集合契約（単価契約）締結に関する委任状」に会員名を記載いただく欄を設けています。

Q：様式4「業務実績」は何を書けばよいのか。

A：産後ケア事業の実績がある場合はその業務実績について記載してください。産後ケア事業を実施していない場合は、母乳外来や母乳相談、乳房マッサージなど、産後ケア事業仕様書に記載しているケアと同様の事業実績について記載してください。

年間利用者数は直近の年で確定している件数（見込みも可）について記載してください。

Q：様式5「産後ケア事業実施基本計画書」の「哺乳瓶の提供」や「おむつ、おしり拭き、粉ミルク及び母親の産褥パット、母乳パットの全ての提供」は、不可を選ぶことはできるのか。

A：必須要件のため不可を選ぶことはできません。なお、府内市町村産後ケア事業の既受託施設については、おむつ等消耗品の提供については、経過措置の対象とします。（対応可となるまでの間、委託内容におむつ等消耗品の提供を含む市町村の受託はできません。）

Q：居宅訪問型について、集合契約不参加市町村のエリアで実施する場合も集合契約に参加することはできるのか。

A：可能です。様式8「産後ケア事業（居宅訪問型）の実施に係る対応可能エリアについて」の最下欄に詳細を記入してください。

【集合契約参加市町村及び事業実施内容】

| No. | 市町村名  | 貴自治体で実施する<br>サービス種別 |     |       | サービス提供時間 |       |      |      |      |      | おむつや粉ミルク等<br>消耗品の提供委託内<br>容に含む<br>(短期入所・通所型の<br>み) |      |
|-----|-------|---------------------|-----|-------|----------|-------|------|------|------|------|----------------------------------------------------|------|
|     |       | 短期入所型               | 通所型 | 居宅訪問型 | 短期24h    | 短期33h | 通所7h | 通所9h | 居宅2h | 居宅3h | 含む                                                 | 含まない |
| 1   | 堺市    | ○                   | ○   | ○     | ○        |       |      | ○    | ○    | ○    | ○                                                  |      |
| 2   | 高槻市   | ○                   | ○   |       | ○        |       | ○    | ○    |      |      | ○                                                  |      |
| 3   | 東大阪市  | ○                   | ○   | ○     | ○        |       |      | ○    | ○    |      | ○                                                  |      |
| 4   | 枚方市   | ○                   | ○   | ○     | ○        |       | ○    | ○    | ○    | ○    | ○                                                  |      |
| 5   | 八尾市   | ○                   | ○   |       | ○        |       |      | ○    |      |      | ○                                                  |      |
| 6   | 寝屋川市  | ○                   | ○   |       | ○        |       | ○    | ○    |      |      | ○                                                  |      |
| 7   | 能勢町   | ○                   | ○   | ○     | ○        |       | ○    |      | ○    |      |                                                    | ○    |
| 8   | 摂津市   | ○                   | ○   | ○     |          | ○     |      | ○    | ○    |      | ○                                                  |      |
| 9   | 守口市   | ○                   | ○   | ○     | ○        |       |      | ○    | ○    |      |                                                    | ○    |
| 10  | 門真市   | ○                   | ○   | ○     | ○        |       |      | ○    | ○    |      | ○                                                  |      |
| 11  | 大東市   | ○                   | ○   | ○     | ○        |       | ○    | ○    | ○    |      |                                                    | ○    |
| 12  | 四條畷市  | ○                   | ○   |       | ○        |       | ○    | ○    |      |      |                                                    | ○    |
| 13  | 松原市   | ○                   | ○   | ○     | ○        |       |      | ○    |      | ○    |                                                    | ○    |
| 14  | 柏原市   | ○                   | ○   | ○     | ○        | ○     | ○    | ○    | ○    | ○    | ○                                                  |      |
| 15  | 羽曳野市  | ○                   | ○   |       | ○        |       |      | ○    |      |      |                                                    | ○    |
| 16  | 藤井寺市  | ○                   | ○   |       | ○        |       |      | ○    |      |      |                                                    | ○    |
| 17  | 富田林市  | ○                   | ○   | ○     | ○        |       | ○    | ○    | ○    | ○    |                                                    | ○    |
| 18  | 河内長野市 | ○                   | ○   | ○     | ○        |       | ○    | ○    | ○    | ○    |                                                    | ○    |
| 19  | 大阪狭山市 | ○                   | ○   | ○     | ○        |       | ○    | ○    | ○    | ○    |                                                    | ○    |
| 20  | 太子町   | ○                   | ○   | ○     | ○        |       | ○    | ○    | ○    | ○    |                                                    | ○    |
| 21  | 河南町   | ○                   | ○   |       | ○        |       | ○    | ○    |      |      |                                                    | ○    |
| 22  | 千早赤阪村 | ○                   | ○   | ○     | ○        |       | ○    | ○    | ○    | ○    |                                                    | ○    |
| 23  | 和泉市   | ○                   | ○   |       | ○        |       | ○    | ○    |      |      |                                                    | ○    |
| 24  | 泉大津市  | ○                   | ○   | ○     | ○        |       | ○    | ○    | ○    | ○    |                                                    | ○    |
| 25  | 高石市   | ○                   | ○   | ○     | ○        | ○     | ○    | ○    |      | ○    | ○                                                  |      |
| 26  | 忠岡町   | ○                   | ○   | ○     | ○        | ○     | ○    | ○    | ○    | ○    |                                                    | ○    |
| 27  | 岸和田市  | ○                   | ○   |       | ○        |       | ○    | ○    |      |      |                                                    | ○    |
| 28  | 貝塚市   | ○                   | ○   |       | ○        |       |      | ○    |      |      |                                                    | ○    |
| 29  | 泉佐野市  | ○                   | ○   | ○     | ○        |       |      | ○    | ○    |      |                                                    | ○    |
| 30  | 泉南市   | ○                   | ○   | ○     | ○        |       |      | ○    | ○    |      |                                                    | ○    |
| 31  | 阪南市   | ○                   | ○   |       | ○        |       |      | ○    |      |      |                                                    | ○    |
| 32  | 熊取町   | ○                   | ○   | ○     | ○        |       |      | ○    | ○    |      |                                                    | ○    |
| 33  | 田尻町   | ○                   | ○   |       | ○        |       |      | ○    |      |      |                                                    | ○    |
| 34  | 岬町    | ○                   | ○   | ○     | ○        |       |      | ○    | ○    |      | ○                                                  |      |
| 集計  |       | 34                  | 34  | 22    | 33       | 4     | 18   | 33   | 20   | 12   | 11                                                 | 23   |